

市町村合併等に伴う業務管理体制データ管理システム上の処理について

市町村合併等に伴う所管行政機関、住所、所在地コード等の変更について、業務管理体制データ管理システム（以下「業務管理システム」という。）における留意点等を以下のとおり取りまとめました。

該当する都道府県・市区町村におかれましては、ご確認の上、適正なデータ管理に遺漏のないよう、よろしくお願いいたします。

1. 市町村合併等に伴い変更が想定される事項

1. 市町村合併等に関係する市町村（以下「合併市町村」という。）及び合併市町村所在都道府県

（1）所管行政機関の変更

例1）A 県 B 町、A 県 C 町が合併して A 県 D 市となった場合、
B 町、C 町の 2 町で地域密着サービスを実施していた事業者は、
A 県所管 D 市所管 となる。

例2）A 県 B 町が A 県 C 市に編入された場合、
B 町で地域密着サービスを実施していた事業者は、
B 町所管 C 市所管 となる。

（2）事業者情報

- ・事業者（法人）番号の下 5 桁（本社所在地コード）
- ・本社所在地の住所

（3）事業所情報

- ・事業所の住所
- ・事業所所在地コード（地域密着型サービスは必須入力事項）

2. 合併市町村以外の自治体

（1）事業者情報

- ・事業者（法人）番号の下 5 桁（本社所在地コード）
- ・本社所在地の住所

極めて少ないケースと思われるが、全くないケースではない。

例）事業所は全て A 県に所在する法人（A 県所管事業者）の本社所在地が C 県 D 市（合併市町村）の場合 など

合併のほか、市制・指定都市移行等の場合にも、住所・所在地コードの変更がある。

. 処理手順

1. 基本的な変更作業

(1) 新しい自治体コードの追加【実施者：厚生労働省】

- ・ 市町村合併等により新たに追加された自治体コードを業務管理システムのマスタに追加。
- ・ 自治体コードの追加情報は、業務管理システムの「お知らせ」画面に掲示。
(これ以降、業務管理システム上で新たな自治体コードが有効となります。)

(2) WISH - IDの申請【実施者：合併市町村】

新設合併により新たな自治体コードが付される自治体がある場合

- ・ W I S H - I D申請：合併市町村 所在都道府県 厚生労働省
平成21年11月18日付事務連絡「業務管理体制データ管理システムの導入について
(その3)」の別添2の「2」を参照。
- ・ W I S H - I D払出：厚生労働省 所在都道府県 合併市町村

編入合併により新たな自治体コードが付される自治体がない場合

- ・ 編入された市町村の「削除情報」のみを申請。
(編入された市町村が既にW I S H - I Dを保有している場合に限る。)

(3) ユーザアカウントの追加等【実施者：合併市町村所在都道府県】

新設合併、市制、指定都市移行等により新たな自治体コードが付される自治体がある場合

- ・ 新たな自治体コードが付される自治体の「ユーザアカウント登録」を行う。
具体的な操作方法は「マニュアル」6.1を参照。
「マニュアル」 = 「業務管理体制データ管理システム操作マニュアル」
- ・ 市町村合併等に伴う変更作業が完了した時点で、古い自治体コードに関するログインユーザを削除。(必ず、合併市町村における各種変更作業の完了を確認した後に削除を行うこと。)
具体的な操作方法は「マニュアル」6.3を参照。

編入合併により新たな自治体コードが付される自治体がない場合

- ・ 市町村合併等に伴う変更作業が完了した時点で、古い自治体コードに関するログインユーザを削除。(必ず、合併市町村における各種変更作業の完了を確認した後に削除を行うこと。)
具体的な操作方法は「マニュアル」6.3を参照。

2. 合併市町村で行う具体的な変更作業

(1) 新設合併により新たな自治体コードが付される自治体

例) A 県 B 町、A 県 C 町が合併して A 県 D 市となった場合

1 の (3) によるユーザアカウントの追加の確認

A 県 B 町のユーザ ID により業務管理システムにログインをして、B 町所管事業者を D 市所管事業者へ、所管の変更。

具体的な操作方法は「マニュアル」5 . 3 を参照。

- ・ 「所管」欄の変更
- ・ 「番号 > 5 桁 (本社所在地) 」欄の変更
(本社所在地が合併市町村の場合に限る)
- ・ 「住所」欄の変更
(本社所在地が合併市町村の場合に限る)
- ・ 「届出 (変更) 年月日」欄の変更
(変更届を徴しない場合には、市町村合併日を入力)

A 県 C 町のユーザ ID により業務管理システムにログインをして、C 町所管事業者を D 市所管事業者へ、所管の変更 (と同様の作業)

A 県 D 市のユーザ ID により業務管理システムにログインをして、正しく移管されているか確認。

移管された事業者の事業所情報の変更。

具体的な操作方法は「マニュアル」4 . 2 を参照。

- ・ 「所在地番号」欄の変更
- ・ 「住所」欄の変更

都道府県への作業完了報告

(都道府県は報告を受けた後に 1 の (3) による旧ログインユーザの削除) 。

以上の作業は、合併後に D 市において一括して作業を行うことで可。

(2) 編入合併により自治体コードが変わらない自治体

例) A 県 B 町、A 県 C 町が A 県 D 市に編入された場合

上記 (1) ~ と同様の作業を実施。

合併後に D 市において一括して作業を行うことで可。

(3) 市制、指定都市移行等により自治体コードが変更される自治体

1の(3)によるユーザアカウントの追加の確認

従前のユーザIDにより業務管理システムにログインをして、所管の変更(所管に変更はないが、業務管理システム上は「所管の変更」として処理する必要がある。)。

具体的な操作方法は「マニュアル」5.3を参照。

- ・ 「所管」欄の変更(旧コードから新コードへ)
- ・ 「番号>5桁(本社所在地)」欄の変更
(本社所在地が当該市町村の場合に限る)
- ・ 「住所」欄の変更
(本社所在地が当該市町村の場合に限る)

新しいユーザIDにより業務管理システムにログインをして、正しく移管処理されているか確認。

移管処理をした事業者の事業所情報の変更。

具体的な操作方法は「マニュアル」4.2を参照。

- ・ 「所在地番号」欄の変更
- ・ 「住所」欄の変更

都道府県への作業完了報告

(都道府県は報告を受けた後に1の(3)による旧ログインユーザの削除)。

(4) 合併市町村の所在都道府県

合併市町村の所在する都道府県においては、以下の変更作業があり得る。

所管の変更

の1(1)の例1のケースの場合、通常在所管の変更処理を行う。

事業者(法人)情報の変更

合併市町村が本社所在地となっている所管事業者がある場合には変更処理を行う。

具体的な操作方法は「マニュアル」3.1を参照。

- ・「番号>5桁(本社所在地)」欄の変更
- ・「住所」欄の変更

所管事業者の事業所情報の変更

合併市町村に事業所が所在する所管事業者がある場合には変更処理を行う。

具体的な操作方法は「マニュアル」4.2を参照。

- ・「所在地番号」欄の変更
- ・「住所」欄の変更

(5)(1)~(4)以外の都道府県・市町村

その他の都道府県・市町村においては、以下の変更作業があり得る。

事業者(法人)情報の変更

合併市町村が本社所在地となっている所管事業者がある場合には変更処理を行う。

具体的な操作方法は「マニュアル」3.1を参照。

- ・「番号>5桁(本社所在地)」欄の変更
- ・「住所」欄の変更

3. その他留意事項

市町村合併に伴い事業所番号の変更があった場合には、事業所情報の変更処理ではなく、旧事業所情報を削除した上で、新規事業所情報を関連付けする必要がある。